**【 目　次 】**

**応募資格や事業内容について ＜Q1～Q8＞**

**ガバナンス・コンプライアンスについて ＜Q9～Q12＞**

**助成金の使途や経費等について ＜Q13～Q15＞**

**評価について ＜Q16～Q18＞**

**1/14追加分 ＜Q19＞**

**1/15追加分 ＜Q20～Q23＞**

* **応募資格や事業内容について ◆**

**Q１:　Pecsのプログラムでは、****複数の団体との連携・つながりが求められていますが、申請時においてはどの程度の連携が求められていますか？**

A:　申請時で複数の団体との連携・つながりがなくても構いません。事業計画書等で連携・つながりを構築しようとする内容をご記載ください。ただし、すでに他団体や他セクター、専門家等との連携やつながりの実績や経験があれば、事業計画書等に記載してください。

**Q２：　Pecs以外の資金分配団体の助成金情報を手に入れるにはどうしたら良いですか？**

A:　休眠預金制度の指定活用団体である（一財）日本民間公益活動連携機構(JANPIA)の以下のサイトをご参照ください。

<https://www.janpia.or.jp/koubo/index.html#anchor00>

**Q３:　複数の資金分配団体に申請することは可能ですか？**

A:　公募要領「5.申請資格要件」(8)に示すとおり、同一のテーマで同時期に複数の資金分配団体に申請した事業は助成の対象となりません｡

**Q４:　応募に関して、所在地の要件はありますか？**

A:　全国を対象地域としています。国内であれば団体の所在地や活動地域に制限はありません。

**Q５:　助成事業の開始は2020年4月からということですが、我々の事業は2月または3月には開始予定です。それでもかまいませんか？**

A:　本事業の助成対象となるのは、あくまでも４月以降の事業となりますので、それ以前にかかる事業は助成の対象とはなりません。

**Q６:　まちぽっとでは他の助成事業も行っていますが、すでに他のまちぽっとの助成を受けている事業のPecsへの申請や、Pecsに申請した事業を他のまちぽっと助成事業にも申請することはできますか？**

A:　特に制限は設けていません。しかし、すでにまちぽっとの他の助成を受けて実施している事業については、まちぽっとの行う複数の助成事業から助成を受けることになりますので、他の事業への申請をおすすめします。

**Q７:　3年間事業を行っていく途中で、事業内容を変更することは可能ですか？**

A:　事業を実施していく中で変更は当然あり得ると考えています。事業の実施途中での変更は、変更届等を提出していただく予定です。なお、資金計画における人件費についての変更は十分な協議と確認が必要となりますので、ご留意ください。

**Q８:　すでに実施している事業をさらに大きく展開するような内容でも申請は可能ですか？**

A:　既存の事業をさらに展開していく事業も助成の対象となります。

* **ガバナンス・コンプライアンスについて ◆**

**Q9:　実際に事業を実施する団体では、求められているガバナンス・コンプライアンス等を満たすための各種規程等の作成は困難なため、他の団体が協力して申請することはできますか？**

A:　今回の助成プログラムでは、ご指摘のような複数の団体が協力して行ういわゆるコンソーシアム型での申請も可能です。

**Q10:　組織マネジメントやガバナンスの強化も求められていますが、組織の基盤強化を主な事業として対象になりますか？**

A:　本事業では組織基盤強化を主な事業としては想定していません。

**Q11:　求められている規程類の中には新たに作成しなければならないものがありますが、申請時にすべて必要ですか？**

A:　規程類のうち、すでにお持ちのものは申請時にご提出ください。新たに作成が必要なものは契約時（3月末を予定）までに作成し提出していただくようお願いします。

なお、公募要領24頁から27頁の表に「提出していただく規程類」をお示ししています。それぞれの団体で持っている規程等には表中の必須項目が含まれていることをご確認いただくとともに、項目により提出時期が異なりますのでご確認ください。

**Q12:　必要な規程に監事の監査に関する規程が含まれていますが、内容的にどのようなものが求められていますか？**

A:　「公募要領」27頁のとおり、監事の監査に関する規程では「監事の職務及び権限を規定し､その具体的内容を定めていること」を求めています。ご自身の団体の規程が、同様の内容を含んでいるかご確認いただくようお願いします。なお、他の規程類についても公募要領24頁から27頁に規程類に含める必須内容を示していますのでご確認ください。

* **助成金の使途や経費等について ◆**

**Q13:　Pecsからの「助成金」は全体の事業費の80%以内とし、「自己資金やその他の民間資金」を20%以上準備しなければいけないとのことですが、5.5％を上限とする評価関連経費も申請時に必要ですか？**

A:　申請時には評価関連経費も含めて事業計画、資金計画書等を作成していただくようお願いします。公募要領「9.経費について」で示すとおり、評価関連経費については助成額とは別枠で助成額の 5.5％未満を助成することとしています。詳細については、決定後に別途相談させていただく予定です。

**Q14:　毎年の助成額は200万円ということですが、初年度に250万円、2年度に250万円、3年度に100万円として総額で600万円として申請することは可能ですか？**

A:　助成額は原則として年額200万円とし、3年間で600万円を上限としています。年額200万円を超える場合には、申請時にその理由などを明確にご記載ください。

**Q15:　Pecsからの助成金は事業全体の80%までで、あとは自己資金を用意しなければならないということですが、自己資金を他の助成金から確保してもいいのですか？**

A:　他の民間からの助成金は可能です。会費や寄付、団体の収益事業から得られる資金を自己資金として確保していただくことでも構いません。ただし、国や地方公共団体などからの補助金や委託費など、公的機関からのものは不可となります。

* **評価について ◆**

**Q16:　評価に関するロジック・モデルなどは申請に必要ですか？**

A:　評価に関する計画書などは申請時での提出の必要はありません。ただし、事業計画書で記載いただくアウトカムやアウトプットなどは評価の実施にも関連してきますので、用語の意味や流れなどはご確認、ご理解いただくようお願いします。

**Q17:　評価関連経費とはどのようなものですか？**

A:　例えば、自己評価を実施する際に必要な人件費や、外部専門家等に評価に関連する相談などを行った場合の経費です。

**Q18:　評価について、内部に詳しい者がいます。その人に謝金を払うことはできますか？**

A:　例えば、自らの団体の役員に評価の専門家がおられ、その方が個人として専門性をもとに評価に関する作業などを行ってくださるのであれば謝金を支払うことは可能です。ただし、社会通念上妥当な額とし、いつ、誰に対して、何の目的で支払ったものか、会計上も明確にわかるようにしていただくことが必要です。

* **1/14追加 - 押印する書類の提出について ◆**

**Q19: メール添付での申請書類の提出を考えていますが、押印の必要な書類についてはどのような方法で提出すれば良いですか？**

Ａ：　押印が必要な書類は、プリントして押印後にスキャン（PDFへの変換をお願いします）し、そのスキャンした書類を添付してください。なお、原本は後程必要になる場合もありますので大切に保管してください。

* **1/15追加分 ◆**

**Q20: 評価関連経費は5.5%未満となっていますが、何の5.5%ですか？　この金額は年間助成金の200万円に上乗せして書くのですか？　この評価関連費は外部への委託費ですか、あるいは内部の人件費ですか？**

Ａ：　評価関連経費は、「助成額」（直接事業費と管理的経費の合計。自己資金や民間からの助成金は含みません）の5.5%未満までを、助成額とは別枠で助成するものです（公募要領の７ページの（6）参照）。また、この評価関連経費を「管理的経費」に積算する必要はありません。

評価関連経費とは、例として、内部に評価担当職員がいれば、その方の人件費となることもあるでしょうし、外部の専門家に依頼して謝金を支払うこともあるかもしれません。また、評価にともなって会議をするのであれば、会議費用も必要になると思われます。評価をどのように進めていくか、団体内で検討して経費を算出してください。

**Q21: 資金計画書には、評価関連経費の明細も書くことになっていますが、外部の評価団体や専門家に委託した方が良いのでしょうか?**

**A: 事業の評価は、「公募要領」の「14.事業の評価」（17～18頁）に示しているとおり、客観性や正当性を確保しつつ「自己評価」を前提としています。**

**半年及び1年ごとに指標などを活用して事業や組織の評価等その振り返りを行い、共有化や公表とともに事業活動等に反映することが、評価の重要な点だと認定NPO法人まちぽっとでは認識しています。**

**なお、外部評価や第三者評価の実施は、大規模な事業や重要なもの、多くの人の関心が高いものなどについて行うもので、実施内容や実施時期については実行団体、資金分配団体（認定NPO法人まちぽっと）、JANPIAで協議の上決定することとしています。（「公募要領」の「14.事業の評価」（17～18頁）をご参照ください）**

**Q22: 申請の際、登記事項証明書を添付することになっていますが、現在登記事項変更登記の手続き中で、締切に間に合わないと思われます。後ほど送付しても良いでしょうか。**

Ａ：　申請書を提出する際に、登記事項証明書については〇月〇日までに送付する旨の誓約書を付けてください。また、変更登記完了後には速やかにお送りください。

**Q23: アウトプットとアウトカムをどのように書けば良いか分かりません。**

**A: 様式2の「Ⅳ」に書かれた事業の結果として生じることが「アウトプット」で、そのアウトプットが与えた個人の行動の変容、知識・行動・態度・スキルなどの変化や、周囲や社会に与えた変化が「アウトカム」です。**

**例えば、事業の一つが「地域住民と障がい者の交流イベント」だとすると、アウトプットの例として「障がい者と地域住民とのつながりができる」「地域住民から障がい者への理解が得られるようになる」等々が、また、アウトカムとしては「障害当事者が安心して外出できる状態になる」等々が考えらるかもしれません。**